

令和2年度MaOI機構DB活用による水産業システム検討業務委託仕様書

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構を甲とし、_____を乙として締結した、令和2年度MaOI機構DB活用による水産業システム検討業務委託契約については、当該契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

なお、委託業務の内容に変更があったときは、両者別途協議の上、決定する。

1 業務の目的

甲は、マリンバイオテクノロジーを核としたイノベーションを推進することにより、静岡県における多彩な産業の振興と創出及び地域経済の発展に寄与することを業務目的として、企業や研究者など多様な主体との協力の基、静岡県を取り巻く海洋環境等を情報化し一般に閲覧可能とするデータベースを構築することを計画している。

本業務は、昨年度にMaOI機構で作成したデータベース構想を基に、水産業分野へ実装させるべきシステムの在り方を検討し、MaOI機構データベース構築業務の長期目標具体設定を図る業務である。

2 業務内容

(1) 水産業界調査

水産業界関係者からのヒアリングや業界調査を行い、システム検討に必要な資料を取りまとめる。

(2) 水産業に対するMaOI機構DB活用の検討

昨年度に実施したデータベース構想を基に、水産業界をベースとした新たな産業システムの検討を行う。

(3) 報告書まとめ

上記(1)及び(2)を報告書として取りまとめる。

3 業務実施

(1) 本委託作業に必要な物品等は、乙が調達及び準備すること。

(2) 本委託作業にて必要な機器環境は、原則として乙が準備すること。

(3) 本委託作業は進度に応じてその先の方針を判断しつつ進めるため、報告及び協議は甲の担当者と必要に応じて行うこと。

4 納入場所及び納入物件

(1) 納入場所： 一般財団法人マリンオープンイノベーション機構

(2) 納入物品： 成果品1部（CD-R、文書は印刷物も含む）

(3) 納入期限： 令和2年5月29日

5 その他の要件

5-1 秘密保持

乙は、契約期間及び契約終了後も、本作業により知り得た甲の業務上の情報について厳密に保持するとともに、本関係者以外に漏洩してはならない。ただし、公知の事実に関してはその限りではない。

5-2 著作権

(1) 著作権の帰属

本委託作業の成果品及び4に定める納入物品に関わる著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。また、当該著作権に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定められる権利）については行使しないこと。

(2) 権利侵害の排除

乙は、本委託作業の実施による納入物品が第三者の知的所有権または営業秘密を侵害していない事を保障すること。

5-3 その他

(1) 請負代金は、検収完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。